

出納員に対する委任事項（平成20年岩手県告示第99号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>1 広域振興局経営企画部又は経営企画部地域振興センターの 県税室長（盛岡広域振興局にあつては県税部納税室管理課長 、県南広域振興局にあつては県税部又は県税部県税センター の納税課長、<u>沿岸広域振興局宮古地域振興センター</u>にあつて は県税室納税課長）である出納員に対する委任事項</p> <p>当該広域振興局又は広域振興局経営企画部地域振興センタ ー若しくは県税部県税センターに係る次の事項</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>3 広域振興局保健福祉環境部の福祉課長（盛岡広域振興局保 健福祉環境部にあつては保健福祉室福祉課長、<u>県南広域振興 局保健福祉環境部にあつては保健福祉室の福祉課長又は特命 課長</u>）又は保健福祉環境センターの管理福祉課長若しくは福 祉課長（<u>県南広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センタ ーにあつては、別に命ずる職員を含む。</u>）である出納員に対 する委任事項</p> <p>[略]</p> <p>5 <u>県南広域振興局保健福祉環境部保健福祉室特命課長である 出納員に対する委任事項</u></p> <p><u>狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条、第9条及 び第18条並びに動物の愛護及び管理に関する条例（平成17年 岩手県条例第35号）第14条の規定に基づき生じた抑留犬の飼 養管理費及び返還に要する費用並びに隔離及び指示により行 った処置に要した費用の収納及び保管を行うこと（北上市及 び和賀郡の区域に係るものに限る。）。</u></p> <p>6 3から5までに掲げるもののほか、広域振興局保健福祉環 境部の福祉課長（盛岡広域振興局保健福祉環境部にあつては保健</p>	<p>1 広域振興局経営企画部又は経営企画部地域振興センターの 県税室長（盛岡広域振興局にあつては県税部納税室管理課長 、県南広域振興局にあつては県税部又は県税部県税センター の納税課長、<u>沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センタ ー</u>にあつては県税室納税課長）である出納員に対する委任事 項</p> <p>当該広域振興局又は広域振興局経営企画部地域振興センタ ー若しくは県税部県税センターに係る次の事項</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 個人の市町村民税及び森林環境税並びにこれらに附帯 する歳入歳出外現金（以下1において「個人の市町村民税 等」という。）並びに個人の市町村民税等に係る保管有価 証券の出納（支払請求書による資金の交付を含む。）及び 保管（会計規則第120条第2号ウの区分により整理される 個人の市町村民税等の保管を除く。）を行うこと。</u></p> <p><u>(8) 個人の市町村民税等（会計規則第120条第2号ウの区 分により整理されるものを除く。）の記録管理を行うこと</u></p> <p>3 広域振興局保健福祉環境部の福祉課長（盛岡広域振興局保 健福祉環境部及び<u>県南広域振興局保健福祉環境部にあつては 保健福祉室福祉課長</u>）又は保健福祉環境センターの管理福 祉課長若しくは福祉課長（<u>県南広域振興局保健福祉環境部保 健福祉環境センターにあつては、別に命ずる職員を含む。</u>） である出納員に対する委任事項</p> <p>[略]</p> <p>5 3及び4に掲げるもののほか、広域振興局保健福祉環境部 の福祉課長（盛岡広域振興局保健福祉環境部にあつては保健</p>

<p>保健福祉室保護課長、県南広域振興局保健福祉環境部にあっては<u>保健福祉室特命課長</u>)又は保健福祉環境センター福祉課長である出納員に対する委任事項</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>8 広域振興局水産部又は水産部水産振興センターの<u>漁港管理課長</u> (県北広域振興局水産部にあっては、<u>漁港漁村課長</u>)である出納員に対する委任事項</p> <p>[略]</p> <p>9 [略]</p> <p>10 [略]</p> <p>11 [略]</p> <p>14 広域振興局審査指導監の出納員に対する委任事項</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 所管区域に所在する<u>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項</u>の規定に基づく<u>歳入</u>の徴収若しくは<u>収納の事務の委託</u>又は<u>同令第165条の3第1項</u>の規定に基づく<u>支出の事務の委託</u>を受けた<u>私人</u>の当該委託に係る<u>歳入の徴収若しくは収納又は支出の事務</u>について検査を行うこと。</p> <p>(5)・(6) [略]</p>	<p>福祉室保護課長、県南広域振興局保健福祉環境部にあっては<u>保健福祉室福祉課長</u>)又は保健福祉環境センター福祉課長である出納員に対する委任事項</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 広域振興局水産部又は水産部水産振興センターの<u>漁港漁村課長</u>である出納員に対する委任事項</p> <p>[略]</p> <p>8 [略]</p> <p>9 [略]</p> <p>10 [略]</p> <p>11 <u>沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター管理課長</u>である出納員に対する委任事項</p> <p><u>当該土木センターの庁舎である合同庁舎等内の所に係る入札が当該合同庁舎等で行われる場合において、当該入札に係る入札保証金の収納及び保管を行うこと。</u></p> <p>14 広域振興局審査指導監の出納員に対する委任事項</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 所管区域に所在する<u>地方自治法第243条の2第1項</u>の規定に基づく<u>公金</u>の徴収若しくは<u>収納又は支出に関する事務の委託を受けた者</u> (<u>地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項の規定に基づき公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務を行う者を含む。</u>)の当該委託に係る<u>事務</u>について検査を行うこと。</p> <p>(5)・(6) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	